

令和3年度消費生活相談員資格取得支援通信講座

－受講生募集要項－

1 目的

「消費生活相談員」の資格取得を目指す県民を対象に、資格取得に必要な知識の習得及び試験対策のための講座を実施し、市町村の消費生活相談体制の機能強化等に必要の人材確保を支援する。

2 講座の概要

(1) 講義予定内容

消費者問題、消費生活関連法、消費生活基礎知識、経済一般知識、その他資格取得に必要な知識及び模擬試験、論文対策等資格試験受験に向けた通信講座

※講座修了後には、平成28年度から国家資格となった「消費生活相談員」の資格試験の受験をすることを目標にした内容とする。

(2) 内容

別添カリキュラムにより、テキスト送付、復習テスト及び小論文演習等の通信講座により実施する。

また、最終回はスクーリング（面接）講座とする。（県内2会場のうち1会場を選択できる。）

【新型コロナウイルス感染防止のため、スクーリング講座を変更する場合があります。】

3 募集定員

65名程度

4 応募条件・対象者（以下のいずれにも該当する方）

- ・18歳以上で長野県内に在住の方
- ・今年度の消費生活相談員の資格試験を受験する予定の方

5 受講料・教材費

無料

6 応募方法

(1) 応募期間

令和3年6月8日（火）まで

(2) 応募書類

受講申込書（別添様式）

(3) 応募書類提出方法・提出先

下記まで郵送、F A X又は電子メールにて申し込む。

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 宛
F A X : 026-235-7374
電子メール : shohi@pref.nagano.lg.jp

(4) 応募結果

受講決定者に対し、第1回の資料送付と併せて通知する。

なお、応募者多数の場合は、書類選考を実施し選考外となった者には別途郵送で結果を通知する。定員に満たない場合は、引き続き募集を行う。

7 その他

- ・本講座の受講により、消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではない。
- ・資格試験の受験に要する費用は、本人が負担するものとする。
- ・消費生活相談員の資格試験に合格した場合は、「長野県消費生活相談員人材バンク」へ登録するものとする。

【問い合わせ先】

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 宛
F A X : 026-235-7374
電 話 : 026-235-7286
電子メール : shohi@pref.nagano.lg.jp